安全運転管理者等講習の実施に関する規程

令和３年２月２６日
福井県公安委員会規程第１号

改正

令和４年３月17日公委規程第４号　令和４年８月25日公委規程第20号　令和５年３月17日公委規程第７号
令和７年２月７日公委規程第２号

安全運転管理者等講習の実施に関する規程を次のように定める。

安全運転管理者等講習の実施に関する規程

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　講習の実施要領（第２条－第１４条）
第３章　特例措置（第１５条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「法」という。）第１０８条の２第１項第１号の規定に基づき福井県公安委員会が実施する安全運転管理者又は副安全運転管理者に対する講習（以下「講習」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

第２章　講習の実施要領

（講習計画の作成）

第２条　講習は、年度ごとに実施時期、実施場所、講習時間等を考慮して講習計画を作成し、これに基づいて行う。

（講習の通知）

第３条　講習の通知は、法第７４条の３第１項の規定により、安全運転管理者を選任した自動車の使用者に対し、安全運転管理者・副安全運転管理者講習通知書（道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号。以下「規則」という。）別記様式第２２の９。以下「安全運転管理者等講習通知書」という。）を送付して行う。

（講習実施回数）

第４条　講習は、おおむね年１回実施する。

（講習時間）

第５条　講習の時間は、１回につき６時間実施する。

（講習の場所）

第６条　対面による講習は、公共施設等を使用して行い、オンライン等による講習は場所を定めないこととする。

（講習の内容）

第７条　講習は、規則第３８条第１項により行い、その講習科目及び講習時間割の基準は別表のとおりとする。

（講習の方法）

第８条　講習に当たっては、安全運転管理者読本及びその他運転管理に必要な資料等の教本により行い、講義偏重に陥らず、できるだけ映画、ビデオ等の視聴覚教材、その他適切な教材を用い実際的、具体的な事例に基づいて行う。

（講習指導員）

第９条　講習に従事する講習指導員は、安全運転管理者に関する基礎知識及び交通関係法令の知識を有する者で、人格、経験、教育能力等において充分な適格性があると認められる者でなければならない。

（未受講者の取扱い）

第10条　講習の通知を受け、受講しない者に対しては、再度、使用者に対し、日時・場所を指定した安全運転管理者等講習通知書を発送し、必ず受講させるよう勧奨する。

（講習申出の受理手続）

第11条　講習に当たっては、講習を受けようとする者等から安全運転管理者等講習申出書（別記様式第１号）の提出を得て、これを受理する。

２　講習申出の受理に当たっては、福井県公安委員会等手数料徴収条例（平成１２年福井県条例第３０号）別表に規定する講習手数料を徴収する。

（講習実施結果）

第12条　講習を実施したときは、講習実施結果報告書（別記様式第２号）により講習実施状況を明らかにし、会計年度で１年間保存する。

２　講習実施結果は、安全運転管理者等講習終了者一覧（別記様式第２号の２）により公表するものとし、福井県警察のホームページに掲載することにより行う。

（講習終了証書の交付）

第13条　交通企画課長は、受講者が講習終了後に証明書の交付を求めたときは、安全運転管理者等講習終了証書（別記様式第３号）を作成して受講者に交付し、交付状況の記録（以下「交付記録」という。）を会計年度で１年間保存する。

２　講習終了証書の交付を受けた者が、亡失等により、再交付を求めた場合は、交通企画課長は、再交付申請書（別記様式第４号）により申請させた上で、交付記録に基づき再交付する。

（講習に対する協力）

第14条　警察署長は、講習の実施について積極的に協力援助し、講習の効果的な推進に努めなければならない。

第３章　特例措置

（講習の免除）

第15条　特別民間法人自動車安全運転センター安全運転中央研修所が行う安全運転管理者課程の受講者（当該年度中に受講予定の者を含む。）は、当該講習を受講した年度及び翌年度の２年間は本講習を免除する。

附　則

この規程は、令和３年２月２６日から施行する。

附　則（令和４年３月１７日福井県公安委員会規程第４号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年８月２５日福井県公安委員会規程第２０号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月１７日福井県公安委員会規程第７号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年２月７日福井県公安委員会規程第２号）

この規程は、令和７年３月１日から施行する。

別表（第７条関係）

安全運転管理者等講習の講習科目及び講習時間割基準

１　道路交通の現状と交通事故の実態

講習細目	講習時間	留意事項
(1)　自動車の保有台数、運転免許人口等の現状	３０分	○　県内及び各市町内の実情を重点に説明する。
(2)　交通事故、渋滞、公害その他の交通障害の状況		
(3)　交通規制の状況及び交通安全施設の整備状況		
(4)　交通事故の特徴及びその原因分析（特に運転者側の原因）		○　事故統計を利用する場合は、単なる数字の羅列に終始することなく、多角的に分析した身近な事実などによって具体的に感得されるようにする。
(5)　重大事故の実例		

２　法令の知識

講習細目	講習時間	留意事項
(1)　道路交通法令 ア　安全運転管理者制度 イ　使用者及び安全運転管理者等の責任と義務 ウ　運転者の遵守すべき事項 エ　自動車の使用制限処分制度	６０分	○　道路交通に関係のある法令一般について理解させ、法令の遵守が安全運転管理の第一歩であることを認識させる。
(2)　道路運送車両関係法令 ア　車両の保安基準 イ　車両の点検、整備及び検査		
(3)　自動車の保管場所の確保等に関する法律 ア　車庫の確保 イ　違法駐車の防止		
(4)　車両制限令 ア　車両の幅、重量等の最高速度 イ　路肩通行、その他通行方法の制限		
(5)　その他交通事故と関連のある法令		

３　安全運転のための知識

講習細目	講習時間	留意事項
(1)　安全運転の生理 ア　視覚の特性 イ　過労等の要因の影響 ウ　アルコール、薬等の影響	６０分	○　各場面の具体例をあげて説明する。 ○　具体的な事故事例を示し、問題点を例示する。
(2)　運転上の性格適性 ア　事故者の個人差 イ　事故者の心理的特性		
(3)　自然の法則		
(4)　歩行者等の保護のための運転の方法		
(5)　飲酒運転、過労運転等の危険性		
(6)　高速道路における走行上の注意 ア　車両の点検及び整備 イ　積荷の点検 ウ　停止表示器材の携行 エ　制限速度の厳守と車間距離の保持 オ　事故と故障時の措置		

４　安全運転管理についての心構えと方法

講習細目	講習時間	留意事項
(1)　安全運転管理と企業の社会的責任 ア　安全運転管理の意義と目的 イ　安全運転管理に対する企業責任 ウ　安全運転管理のための条件づくり	１２０分	○　管理責任者及びその任務等を明確にした規程の例を示す。
(2)　運行の管理 ア　運行計画の作成 イ　運行の割当て ウ　運行状況の把握 エ　異常気象時の措置 オ　危険物等運送時の措置		
(3)　車両の管理 ア　車両使用規程の制定 イ　車両の点検及び整備 ウ　車両の使用状況の把握		○　車両管理規程、車両台帳の様式等を例示する。
(4)　運転者の管理 ア　勤務時間及び運転時間の適正化 イ　点呼、仕業点検等 ウ　休養、厚生、その他職場環境等の整備 エ　運転者個々の運転適性の把握と適性配置		○　疲労の外見的な認定要領を例示する。 ○　適性検査の方法を例示する。
(5)　運転者の指導教育 ア　教育訓練の計画 イ　教育訓練の方法及び内容 ウ　教育訓練の効果測定と利用		○　年間計画及び月例訓練計画を例示する。 ○　情報を多く提供するための媒体等を示す。
(6)　事故発生時の措置		○　事故時のマニュアル、事故報告の事例などを示す。
(7)　事故防止対策 ア　事故原因の究明 イ　事故防止対策の検討 ウ　管理体制の整備		○　事故事例等を示す。 ○　事故要因等を例示する。
(8)　自主的な安全運転管理対策 ア　表彰制度 イ　安全委員会制度		○　具体的方法を例示する。

５　交通事故と賠償

講習細目	講習時間	留意事項
(1)　交通事故に対する企業責任 ア　交通事故に対する企業の民事責任 イ　企業責任の具体的内容	９０分	○　交通相談機関の例示をする。
(2)　損害賠償責任の意義、根拠及び内容		
(3)　自賠責保険制度の仕組み		
(4)　任意自動車保険制度の仕組み		
(5)　民事責任事例		○　具体的な裁判例などを示す。

別記様式第１号（第１１条関係）

安全運転管理者等講習申出書

年　　月　　日

福井県公安委員会　　様

事業所の名称
事業所の所在地
管理者氏名
安管番号

道路交通法第１０８条の２第１項第１号の規定により安全運転管理者等講習を受講します。

手数料の納付方法	□　手数料納付システム 【申込番号】□□□□－□□□□－□□□□ □　その他 【収入証明書類貼付欄】

※手数料を納付した方法を選び（□にチェックを記入）、必要事項を記入又は収入証明書類を貼付してください。

別記様式第２号（第１２条関係）

安全教育	１年
年 3 月 31 日	

講習実施結果報告書

講習年月日	講習場所	受講人員	備考

別記様式第２号の２（第１２条関係）

安全運転管理者等講習終了者一覧

次の者は、　　に実施した道路交通法第１０８条の２第１項第１号に掲げる安全運転管理者等講習を終了した者である。

年　　月　　日

福 井 県 公 安 委 員 会

記

受　講　者　の　安　管　番　号			
000-0000-000			

別記様式第３号（第１３条関係）

第　　号

安全運転管理者等講習終了証書

安管番号

氏名

上記の者は、　　に実施した道路交通法第１０８条の２第１項第１号に掲げる安全運転管理者等講習を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

福 井 県 公 安 委 員 会

別記様式第４号（第１３条関係）

年　　月　　日

再 交 付 申 請 書

様

安管番号

氏名

私は、　　年　　月　　日に　　において安全運転管理者等講習を受講しましたが、下記の理由により、安全運転管理者等講習終了証書の再交付を申請します。

記

理　　由	□　亡失　　□　滅失　　□　棄損 □　その他（　　）
備　　考	